

○太良町の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本町の生活環境、景観その他自然環境（以下「自然環境等」という。）に太陽光発電施設が及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と環境の保全に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 本町の自然環境等は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、町民の意向も踏まえて、その保全及び活用を図られなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の設置(当該設備を設置するために行われる土地の造成工事(樹木等の伐採、切土、盛土等)を含む。)及び発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を計画し、これを実施する者をいう。
- (4) 管理者 太陽光発電設備を管理する者をいう。

(5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地であつて、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区分された区域をいう。

(6) 関係住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者及び法人その他の団体

イ 太陽光発電事業に伴い自然環境等に著しい影響を受けるおそれがある者及び法人その他の団体

ウ 事業区域周辺に居住する住民が所属する自治会その他これに類する団体

(7) 土地所有者等 事業区域の土地を所有する者、占有する者及び管理する者をいう。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、第2条に規定する基本理念に基づき、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、この条例の目的を達成するため、第2条に規定する基本理念に基づき、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び管理者の責務)

第6条 事業者及び管理者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境等の保全及び災害の防止に十分配慮するとともに、関係住民等の意見を尊重し良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者及び管理者は、太陽光発電事業に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、第2条に規定する基本理念に基づき、太陽光発電事業により自然環境等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれのある太陽光発電事業を行おうとする事業者に対し、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(適用を受ける事業)

第8条 この条例の適用の対象となる太陽光発電事業(以下「対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 太陽光発電事業で出力の合計が10キロワット以上のもの
 - (2) 次条第1項に規定する保全区域における太陽光発電事業
- 2 この条例の規定は、既存の太陽光発電設備を増設することにより、前項第1号に規定する出力以上となる太陽光発電事業にも適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する太陽光発電事業は、この条例の規定は適用しない。
- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する太陽光発電事業
 - (2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業となる太陽光発電事業

(保全区域の指定)

第9条 町長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる区域のうち、太陽光発電事業の実施において特に配慮が必要と認められるものを保全区域として指定し、事業者に対し保全区域を事業区域に含めないよう求めるものとする。

- (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 地域を象徴する美しい景観として保全する必要がある区域
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有する区域として保全する必要がある区域

- (4) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める区域
- 2 前項の規定による保全区域の指定は、規則で定めるところにより行うものとする。

(説明会の実施及び意見の申出等)

第 10 条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、第 12 条第 1 項の規定による届出を行う前に、あらかじめ関係住民等に対し、太陽光発電事業に係る計画(以下「事業計画」という。)に関する説明会を実施しなければならない。事業計画を変更し、又は中止する場合も、同様とする。

- 2 事業者は、関係住民等から事業計画に対する自然環境等の保全又は災害の防止の見地からの意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、前項の説明会の際にこれを周知しなければならない。
- 3 事業者は、前項の期間内に関係住民等から意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。
- 4 事業者は、前項の意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に報告しなければならない。
- 5 事業者は、第 3 項の協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第 11 条 事業者は、前条第 1 項の規定による関係住民等に対する説明会終了後、関係住民等が事業計画に関する協定の締結を求めたときは、関係住民等と協定を締結するよう努めなければならない。また、事業者は、町長が事業者と関係住民等との協議を求めたときについても誠意をもってこれに応じるとともに、関係住民等と事業計画に関する協定を締結するよう努めなければならない。

- 2 町長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者及び関係住民等に対し必要な助言を行うことができる。

(事業の届出)

第 12 条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業に着手しようとする日の 60 日前までに、次に掲げる事項を届け出て、町長の同意を得なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第 21 条第 1 項において同じ。)
 - (2) 事業区域の所在地及び面積
 - (3) 事業計画
 - (4) 対象事業の着手予定日及び完了予定日
 - (5) 関係住民等への説明に係る報告書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、速やかにその変更に係る内容を届け出て、町長の同意を得なければならない。ただし、変更しようとする内容が規則に定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(同意)

第 13 条 町長は、前条第 1 項及び第 2 項の届出があった場合において、当該届出に係る事業計画が規則で定める基準に適合し、自然環境等の保全又は災害の防止に支障がないと認めるときは、当該対象事業について同意するものとする。

- 2 町長は、事業計画について自然環境等の保全又は災害の防止に支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するとともに、事業計画の変更を求めるものとする。
- 3 町長は、第 1 項の規定による同意に際し、自然環境等の保全及び災害の防止のために必要な条件を付することができる。

(工事の着手等)

第 14 条 事業者は、前条第 1 項の規定による同意を得た対象事業に係る太陽光発電設備の設置工事に着手したとき及び完了したときは、規則で定めるところにより町長にその旨を届け出なければならない。当該太陽光発電設備の設置に係る工事を中断し、又は再開したときも同様とする。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその内容を検査し、事業計画に適合していないと認めるときは、事業者に対し、別に定める期限までに必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(地位の承継等)

第 15 条 事業者から対象事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。

- 2 事業者は、管理者を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。
- 3 地位を承継した者は、当該承継に係る対象事業について付された一切の条件を遵守するものとする。

(維持管理及び報告)

第 16 条 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域を事業計画に基づき適正に管理するとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。

- 2 事業者は、落雷、洪水、暴風、暴雨、積雪、地震その他の自然災害又は火災等の人為災害により、事業区域及びその周辺に被害が発生するおそれがあるとき又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、事業区域及びその周辺の自然環境等の保全又は災害の防止に支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し太陽光発電設備の維持管理状況について適宜報告を求めることができる。

(事業の廃止)

第 17 条 事業者は、対象事業を廃止したときは、廃止した日から 30 日以内に、町長にその旨を届け出るとともに、当該対象事業により設置した太陽光発電設備を放置することなく関係法令に基づき速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、太陽光発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から 30 日以内に町長に届け出なければならない。

(立入調査)

第 18 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告書の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせて調査を行うことができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第 19 条 町長は、この条例の施行に必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

- 2 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第 13 条第 1 項の規定による町長の同意を得ずに対象事業に着手したとき。
 - (2) 第 14 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第 2 項の規定による必要な措置を講じなかったとき。

- (3) 第 16 条第 2 項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、又は同項に規定する必要な対策を講じなかったとき。
- (4) 第 16 条第 3 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第 17 条第 1 項の規定による届出をせず、虚偽の届出をし、又は同項の規定による適正な処分及び原状回復をしなかったとき。
- (6) 前条第 1 項の規定による立入調査を正当な理由なく拒否したとき。
- (7) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

(命令)

第 20 条 町長は、事業者が正当な理由なく、前条第 2 項の規定による勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、当該事業者に対して、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 21 条 町長は、前条の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ当該事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第 22 条 町長は、前条第 1 項の規定により公表を行ったときは、当該公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において現に工事に着手している対象事業又は工事が完了している対象事業については、第 6 条、第 15 条から第 18 条まで、第 19 条(第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く。)及び第 20 条から第 22 条の規定を適用する。